

仕 様 書

1 業務の名称

はつかいち未来ビジョン2035周知等業務

2 業務の目的

令和8年3月に、令和8年度を始期とする本市の総合計画「はつかいち未来ビジョン2035（以下「未来ビジョン」という。）」を策定し、10年後に目指すまちの姿「安心して包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり とともに歩む」の実現に向けて、各分野の施策・事業を計画的に進めていくところである。

目指す姿を実現するためには、市民や事業者などとともにまちづくりに取り組むことが重要であり、未来ビジョンの内容を広く市民等に周知し、まちづくりへの参画意識を高めることを目的に、パネル展示、動画制作及び市民等参加型の意見交換会を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

4 業務の内容

(1) 巡回パネル展示

市内5地域（廿日市、佐伯、吉和、大野、宮島）において、未来ビジョンの内容を視覚的に分かりやすく紹介し、市民等が計画の概要や目指す姿等を理解できる展示を行う。

ア 内容

インフォグラフィックやイラスト等を活用し、子どもから高齢者まで直感的に理解できる展示を企画する。

イ 時期

令和8年7月から10月頃の間、1会場10日間程度を想定している。

ウ 展示場所

下記6施設を予定している。なお、より効果的な会場がある場合は、追加や変更の提案は可能だが、必ず市内5地域で1回以上実施する提案とすること。

地域	会場	住所
廿日市	廿日市市役所	廿日市市下平良一丁目11番1号
	ゆめタウン廿日市	廿日市市下平良二丁目2番1号
佐伯	水と緑のまち さいき文化センター	廿日市市津田 4218
吉和	吉和ふれあい交流センター	廿日市市吉和 1886 番地 1
大野	フジタスクエアまるくる大野	廿日市市大野 1328 番地
宮島	etto 宮島交流館	廿日市市宮島町 412 番地

エ 規模

A1サイズ相当10枚程度を想定している。ただし、デジタルサイネージの使用や、空間全体を使った演出などの提案は妨げない。

なお、展示物の搬入、設営、撤去、搬出方法についても提案すること。

オ 効果測定

来場者数の把握及びアンケート等により理解度・満足度・意見の収集を行う。

(2) 動画制作

市ホームページやSNS、デジタルサイネージ、パネル展示等で使用する動画を制作する。

ア 内容

計画の概要や将来像等を伝える動画を企画、制作する。単なる説明動画ではなく、子どもから高齢者まで理解できるよう、ナレーションやテロップ等を効果的に活用すること。

イ 本数

メイン動画 1本以上（1分～3分程度を想定）

ショート動画 1本以上（15秒～30秒）

なお、市役所等のデジタルサイネージで放映するため、15秒のショート動画制作は必須とする。

(3) 意見交換会

未来ビジョンに掲げる戦略的取組を踏まえ、「新機能都市開発事業」の公園広場・木育施設等について、若者世代や子育て世代の視点から意見やアイデアを集約するための意見交換会を開催する。

ア 内容

市が設定するテーマ及びプログラムに基づき、市民等の主体的な発言を促し、多角的な意見を集約するための運営支援を行う。

イ 市と受託者の役割分担

区分	役割
市	テーマ設定、プログラムの基本設計、会場の確保、参加者の募集など
受託者	当日の進行、プログラムの詳細設計、資料作成、受付・補助等の運営補助、報告書の作成など

ウ 対象

- ・子育て世代（未就学児の子どもを育てる親等）
- ・若者世代（高校生、大学生、若手社会人等）

エ 定員

20人程度

オ 開催時期

令和8年7月下旬から8月上旬頃に1回（2時間程度）

カ テーマ及び内容（予定）

【テーマ】

新機能都市開発事業（公園広場・木育施設・交通広場）における賑わいづくりに
ついて

【プログラム】

- ・市による事業説明
- ・暮らしや地域課題の意見交換
- ・どのような施設、広場であれば利用したいか等のアイデア検討
- ・各グループの意見やアイデアを共有、今後の施設整備への提案を整理

5 資料の貸与

市が所有している資料で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

6 成果品

本業務における成果品は次のとおりとし、詳細は市と受託者が協議の上決定する。

- (1) 展示パネル一式（パネル現物、デザインデータ等）
- (2) 動画データ（MP4、フルHD以上）
- (3) 意見交換会の実施報告書
- (4) その他業務上作成した資料一式

7 留意事項

(1) 権利事項

本業務により得られた全ての成果品の所有権、著作権及び利用権は市に帰属する。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 業務遂行に関する事項

ア 受託者は、関係法令、契約書及び仕様書を遵守するとともに、市の指示に従って誠実に業務を遂行すること。

イ 本業務を円滑に遂行するため、市と受託者は協議を緊密に行うとともに、受託者は本業務の内容に不明な点が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

ウ 受託者は、本業務に関し適正な人員を配置するとともに、専任の担当者を1名以上置くものとし、受託業務全般の進行管理及び上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。

エ 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(5) 再委託に関する事項

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し承諾を得た場合は、この限りではない。